

# 柏市土木設計業務委託成績評定要領

平成 2 4 年度版

柏 市

## 柏市土木設計業務委託成績評定要領

### (目的)

第1条 この要領は、柏市が発注する建設事業に係る設計業務委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる設計業務委託（以下「業務委託」という。）は、土木設計業務とする。

2 評定は、原則として1件の業務委託料が150万円以上の業務委託について行うものとする。

### (評定者)

第3条 業務委託の評定者（以下「評定者」という。）は、業務担当課においては調査職員及び統括リーダーとし、技術管理課においては専門検査職員又は臨時検査職員（以下「検査職員」という。）とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、業務委託ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定にあたっては、別紙「成績評定考査基準」より行うものとする。

3 評定の結果は、委託業務成績評定表（第1号様式、以下「評定表」という。）に記録するものとする。

4 修補を指示した場合には、修補前の状態で評定し、修補後の評定は行わないものとする。

### (評定の時期)

第5条 評定の時期は、業務委託の完了検査を実施したときに行うものとする。

( 評定表の提出等 )

第 6 条 検査職員は、評定表を委託業務検査報告書（検査要領第 7 号様式）とともに、技術管理課長（以下「課長」という。）に報告するものとする。

2 業務担当課の評定者は、評定した結果を記録した評定表を完了検査を実施する前に検査職員に提出するものとする。

( 評定の結果の通知 )

第 7 条 市長は、当該業務委託の受注者に対して、評定の結果を委託業務検査通知書（検査要領第 8 号様式）により通知するものとする。

( 評定の修正 )

第 8 条 市長は、第 7 条の通知をした後、関係法令違反、事故等により瑕疵が判明したときは、当該評定を修正するものとする。

2 市長は、前項の修正を行ったとき、または当該評定を修正する必要が認められるときは、遅滞なく、その結果を委託業務成績評定修正通知書（第 2 号様式）により当該業務委託の受注者に通知するものとする。

( 説明請求等 )

第 9 条 第 7 条、第 8 条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に委託業務成績評定結果説明申出書（第 3 号様式）により、市長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

( 説明請求の提出 )

第 10 条 第 9 条の書面の提出先は、市長とする。

( 説明請求に対する回答 )

第 11 条 市長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、委託業務成績評定結果説明書（第 4 号様式）により速やかに回答するものとする。

( 評定の結果の閲覧 )

第 12 条 市長は、第 7 条の規定による評定の結果について、当該委託の受託者に通知後速やかに、技術管理課において委託業務検査通知書の写しにより閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規定による閲覧を、委託業務の完成検査日から 1 年を経過する日の年度末まで行うものとする。

(附則)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日以降に契約する業務から適用する。